

秋田県立衛生看護学院の障害学生支援の基本方針について

1 目的

当学院は、「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、その他の法令の定めに基づき、障害のある学生の支援を目的としてこの基本方針を定める。

2 基本理念

学院は、すべての学生が、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に学びあう環境を整備し、障害のある学生への支援を行う。

3 支援対象と支援範囲

(1) 支援対象

支援対象の学生は、障害者基本法第2条第1号に定める障害者（「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」）で、本人が支援を受けることを希望し、その必要性が認められた者とする。

(2) 支援範囲

修学に関する事項（授業、試験、実習、学院行事への参加など）を中心に、障害のある学生の個別ニーズに基づいて支援範囲を検討する。

なお、学院への入学を希望する障害のある受験生には、入学試験に関する事項において、個別ニーズに基づいて支援範囲を検討する。

4 支援内容の合意形成

障害のある学生から支援を求める意思表示があった場合、学生の主体性を尊重し、その所属する科の学修の特徴（※）と学生の個別ニーズに基づいて支援内容を検討する。

（※学外の実習が多い、患者のケアに直接的に関わる、など）

(1) 学院が行う事項

- ①学院に在籍する障害のある学生（及び学院を受験する障害のある受験生）に対し、修学に関する情報提供と相談を行う。
- ②障害のある学生の個別特性に基づくニーズを検証する。
- ③所属する科の学修の特徴と障害のある学生の個別ニーズに基づき支援内容を検討する。
- ④支援内容は、障害のある学生及びその保護者との建設的対話に基づき合意形成を図る。
- ⑤障害のある学生の支援は、学院内の組織および関係者と協議・連携して行う。

(2) 障害のある学生が行う事項

- ①学院の教育の特徴と自分の障害特性を理解し、支援を活用し、主体的に学ぶことに努める。

- ②障害特性及び個別ニーズの根拠を示す情報や資料を提供する。
- ③合理的配慮の内容については、教職員等との建設的対話を重ね、情報共有と合意形成により決定するものであることを理解する。

(3) 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある人が教育を受ける権利を行使できるよう、当学院が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。それは状況に応じて個別に必要とされるものであり、かつ学院に対して過度の負担を課さない配慮のことを意味する。

合理的配慮は、学院の教育の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で実施するものに限られる。障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、教育の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意し、配慮内容を決定する。

5 相談・支援体制

チーム教員会議が、障害のある学生の個別ニーズと学院の教育の特徴に基づいた支援内容を検討し、障害学生支援の推進に取り組む。副学院長が中心となり、クラス担当教員／学生担当教員、授業担当講師、スクールカウンセラー、事務職員、その他関係者が連携・協力する体制をとる。

6 差別的な取扱いの禁止

学院は、障害のある学生等に対して、理由に関わらず、障害に由来する不当な差別的取扱いをしてはならない。

7 支援実施プロセス

障害のある学生への支援実施プロセスは概ね以下のとおりである。

①相談	支援を求めたい学生は、クラス担当教員／学生担当教員、授業担当講師、スクールカウンセラー、事務職員などに相談する。
②面談	学生本人（保護者）とチームリーダー等が面談し、修学上の個別ニーズを確認し、教職員などと協議した上で、合意形成を図る。
③申請	合意形成の結果に基づいて合理的配慮申請書（別記様式）と必要書類（診断書など）を提出する。
④決定	支援内容は、教員会議で協議を行い、運営会議において学院長の許可を得て決定する。
⑤実施	決定した支援内容を申請した学生及び関係教職員に通知し、支援を開始する。
⑥評価・改善	支援開始後、必要に応じて支援内容を見直し支援の改善につなげる。

8 その他

教職員が、差別的取扱いの禁止や合理的配慮をするに当たり留意する事項については、別に定める。

附 則 この方針は、令和6年11月1日から施行する。